

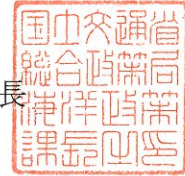


国 総 海 第 5 6 号

平成 2 5 年 1 1 月 2 9 日

(一社) 日本船舶品質管理協会 専務理事 殿

国土交通省総合政策局海洋政策課長



海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行について（通知）

標記について、今般、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 2 5 年 1 1 月 2 9 日政令第 3 2 4 号）が公布され、平成 26 年 1 月 1 日より施行されることとなった。

については、別添事項につき御了知の上、法令の適切かつ円滑な運用が図られるよう、貴会員への周知に努める等御協力願いたい。



未

1 股

## 米国カリブ海海域における燃料油の硫黄分濃度の基準の強化について

### 1 改正の背景

平成23年7月に行われた国際海事機関（IMO）の第62回海洋環境保護委員会（MEPC62）において、1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約（マルポール条約）附属書VI（船舶による大気汚染の防止のための規則）の改正案が採択され、船舶において使用する燃料油の硫黄分の濃度の基準が厳しい海域が追加された。今般、当該改正に係る規制開始日（平成26年1月1日）を迎えることから、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和46年政令第210号。以下「令」という。）の所要の規定の整備を行った。

### 2 改正内容

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第19条の21においては、船舶において使用する燃料油について、政令で定める海域ごとに、政令で定める基準に適合する燃料油を使用しなければならないこととしている。これを踏まえ、令第11条の10において、マルポール条約附属書VIの内容に対応して、バルティック海域、北海海域及び北米海域においては硫黄分濃度を1%以下、これら以外の海域では3.5%以下としているところ。

今般、同附属書の改正により、硫黄分の濃度を1%以下とする海域として、米国の領海及び排他的経済水域の一部に該当するカリブ海の一部の海域が追加されたことを踏まえ、当該海域を「米国カリブ海海域」（※）として令別表第5に定義するとともに、濃度1%以下の規制が適用される海域を定めている令第11条の10の表第1号に同海域を追加することとする。

※ 米国カリブ海海域

### 米国カリブ海海域 (IMO文書 MEPC 61/7/3 2010.6.25 より抜粋)

